

## 糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和4年5月31日(火) 午前9時30分から午前10時50分
会議場所	糸魚川市民会館 3階会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席18名、欠席1名)】  出席委員：1番齊藤健一郎委員、2番片山敏隆委員、3番大島博委員、4番恩田正平委員、6番松澤一久委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、11番福田幸生委員、12番井上二郎委員、13番齋藤登委員、14番稲葉淳一委員、15番齋藤清美委員、16番川合次夫委員、17番川内敏夫委員、18番松澤隆一委員、19番樋口佐登子委員  欠席：5番園田岳彦委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請有、出席16名、欠席2名)】  出席委員：1番伊藤力委員、3番渡邊甚一郎委員、4番木嶋昇委員、5番相澤厚夫委員、6番松木秀夫委員、7番猪又則雄委員、8番伊井一夫委員、9番山岸寛幸委員、11番加藤政人委員、12番小島隆委員、13番山本民男委員、14番田中清委員、15番日馬吉雄委員、16番山崎順一委員、17番草間芳隆委員、18番白澤実委員  欠席：2番加藤保委員、10番猪又正巳委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席34名)</p>
出席職員	木島農業委員会事務局長、星野同次長、中村同係長、伊藤同主査、石曾根同主査、木嶋同主任主事(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	11番 委員
	14番 委員

## 会議に付した事件並びに審議事項

### 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

### 日程第2 報告事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
No.14～No.19 6件

### 日程第3 付議事項

議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
No.3003～No.3004 2件

議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
No.5005～No.5013 9件

議 第3号 農用地利用集積計画案について  
No.24～No.35 12件

議 第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について  
No.3 1件

### 日程第4 その他

ア 農業委員会による最適化活動等について

イ 次回農業委員会の日程について

ウ その他

## 会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。                      それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、5番園田岳彦委員1名です。                      なお、本日は推進委員にも出席を要請しています。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p> <p style="text-align: center;"><b>日程第1＝議事録署名委員の指名について</b></p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。                      私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。                      [「異議なし」と呼ぶものあり]</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、11番福田幸生委員、14番稲葉淳一委員を指名いたします。</p> <p style="text-align: center;"><b>日程第2＝報告事項</b></p>
議長	<p style="text-align: center;"><b>&lt;報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について&gt;</b></p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について報告を求めます。</p>
石曾根主査	<p>報告いたします。1頁をご覧ください。                      14番下早川地区の件ですが、谷根地内の3筆2,605㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。                      15番上早川地区の件ですが、大平地内の1筆50㎡について、耕作に不便なため解約し、その後は休耕するものです。</p>

	<p>16 番上早川地区の件ですが、大平地内の2筆654㎡について、耕作に不便なため解約し、その後は自作するものです。</p> <p>17 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の3筆7,035㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>18 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の2筆3,244㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>19 番糸魚川地区の件ですが、寺島3丁目地内の5筆2,180㎡について、耕作に不便なため解約し、その後は休耕するものです。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。</p> <p>続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>
	<p><b>日程第3＝付議事項</b></p>
議長	<p><b>&lt;議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について&gt;</b></p> <p>議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
木嶋主任主事	<p>説明いたします。3頁をご覧ください。</p> <p>3003 番今井地区の件ですが、大谷内地内の3筆236㎡について、贈与による所有権移転です。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、市道上坪線沿いの場所です。譲渡人の申請地は居住地から遠く、自作することは困難なため、隣接地を耕作する譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、今井地区の20a超の</p>

	<p>耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>3004番能生谷地区の件ですが、島道地内の1筆368㎡について、贈与による所有権移転です。地図のNo.2をご覧ください。申請地は、市道島道大沢線沿いの場所です。譲渡人は、申請地を実際に耕作している譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生谷地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区担当委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><b>&lt;議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について&gt;</b>  議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。4頁をご覧ください。</p> <p>5005番西海地区の件ですが、粟倉地内の2筆422㎡について、資材置場及び駐車場敷地のための、6か月間の賃借権設定です。地図のNo.3をご覧ください。申請地は、県道上町屋釜沢糸魚川線沿いの場所です。譲受人は、海川第4発電所工事を行う為の資材置場及び駐車場敷地として使用したいものです。農地の区分は、カ(ア)（農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件へ</p>

の支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5006 番、5007 番糸魚川地区の件ですが、事業計画変更です。一の宮 3 丁目地内の 1 筆 216 m<sup>2</sup>について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.4 をご覧ください。申請地は、市道奴奈川支線沿いの場所です。譲渡人は、昭和 42 年 10 月 4 日付け糸農地第 5200 号で許可された申請地について、当初住宅を建築する予定であったが、他の土地に建築したため、譲受人へ譲り渡したいものです。譲受人は、現在居住する住宅が手狭になったため、住宅を新築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(a) (住宅などが連たんしている区域。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5008 番糸魚川地区の件ですが、上刈 1 丁目地内の 2 筆 194 m<sup>2</sup>について、住宅敷地のための、永年の賃借権設定です。地図のNo.5 をご覧ください。申請地は、市道道保団地 3 号線沿いの場所です。譲受人は、現在アパートに居住しているが、手狭になったため、住宅を新築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第 1 種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5009 番糸魚川地区の件ですが、南寺島 1 丁目地内の 1 筆 335 m<sup>2</sup>について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.6 をご覧ください。申請地は、市道ヒバリ田 3 号線沿いの場所です。譲受人は、現在アパートに居住しているが、手狭になったため、住宅を新築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、工業地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5010 番大野地区の件ですが、大野地内の 2 筆 988.99 m<sup>2</sup>について、資材置場のための、30 年間の賃借権設定です。地図のNo.7 をご覧ください。申請地は、国道 148 号沿いの場所です。譲受人は、事業を拡大するため、申請地を資材置場として利用したいものです。農地の区分は、カ-(ア) (農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥

	<p>当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5011 番大野地区の件ですが、大野地内の8筆3,597㎡について、資材置場のための、売買による所有権移転です。地図のNo.7をご覧ください。申請地は、国道148号沿いの場所です。譲受人は、事業を拡大するため、申請地を資材置場として利用したいものです。農地の区分は、カ-ア(ア)（農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5012 番大野地区の件ですが、大野地内の5筆1,827㎡について、機材置場のための、10年間の賃借権設定です。地図のNo.7をご覧ください。申請地は、国道148号沿いの場所です。譲受人は、現在重機や自動車部品を置く機材置場が手狭なため、新たに申請地を機材置場として利用したいものです。農地の区分は、カ-ア(ア)（農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5013 番青海地区の件ですが、須沢地内の4筆1,252㎡について、長屋住宅及び駐車場敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.8をご覧ください。申請地は、市道八千川公園1号線沿いの場所です。譲受人は、賃貸住宅を経営するため、申請地を長屋住宅及び駐車場敷地として利用したいものです。農地の区分は、エ-ア(ア)-b-(c)（都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>無いようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区担当委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	
議長	
議長	

<p>議長</p>	<p>&lt;議第3号 農用地利用集積計画案について&gt;  議第3号 農用地利用集積計画案について、12件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが1件ございます。まず、片山委員の案件を先に審議しますので、片山委員退室をお願いします。</p>
<p>議長 木嶋主任主事</p>	<p>〔片山委員退室〕  事務局の説明を求めます。  説明いたします。8頁をご覧ください。  29番下早川地区の件ですが、谷根地内の3筆2,848㎡について、借り受けて規模拡大するものです。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、説明を終わります。  只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕  異議なしと認めます。ご質問・ご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 木嶋主任主事</p>	<p>〔片山委員入室〕  その他の案件について、事務局の説明を求めます。  説明いたします。7頁をご覧ください。  24番下早川地区の件ですが、清水山、下出、上覚、西谷内、日光寺地内の14筆1,810.52㎡について、借り受けて規模拡大するものです。  25番下早川地区の件ですが、清水山、日光寺地内の3筆1,622㎡について、借り受けて規模拡大するものです。  26番下早川地区の件ですが、谷根地内の3筆2,605㎡について、借り受けて規模拡大するものです。  27番下早川地区の件ですが、谷根地内の2筆1,809㎡について、借り受けて規模拡大するものです。  28番下早川地区の件ですが、谷根地内の1筆1,204㎡について、借り受けて規模拡大するものです。  30番上早川地区の件ですが、北山地内の1筆1,330㎡について、借り受けて規模拡大するものです。  31番上早川地区の件ですが、北山地内の1筆1,493㎡について、借り受けて規模拡大するものです。</p>



	<p>32 番能生谷地区の件ですが、鶉石、能生地内の4筆4,593㎡について、更新するものです。</p> <p>33 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の3筆7,035㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>34 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の2筆3,244㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>35 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の2筆3,170㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区担当委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><b>&lt;議第4号 農用地利用配分計画案にかかる意見について&gt;</b></p> <p>議第4号 農用地利用配分計画案にかかる意見について、1件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが1件ございます。恩田委員の案件を審議しますので、恩田委員退室をお願いします。</p> <p>〔恩田委員退室〕</p>
議長	<p>事務局の説明を求めます。</p>
木嶋主任主事	<p>説明いたします。11頁をご覧ください。</p> <p>3番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の7筆13,449㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問・ご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>〔恩田委員入室〕</p>

議長	<p>以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。 続いて日程第4のその他に入ります。</p> <p><b>日程第4 その他</b></p>
議長	<p><b>ア 農業委員会による最適化活動等について</b></p> <p><b>イ 次回農業委員会の日程について</b> ・ 6/30(木) 午前9:30～ 市役所 201・202 会議室</p> <p><b>ウ その他</b> 他に意見がないようですので、以上で閉会といたします。 慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>